

## 第 224 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 12 月 24 日（水） 10:00～11:44

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

### 【委 員】

津谷 典子、西郷 浩、會田 雅人、後藤 玲子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、  
富田 敬子、長谷川 秀司、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

### 【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計調査部長  
内閣府大臣官房政策立案総括審議官  
厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）  
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長  
政策統括官（統計制度担当）：阿南総務省大臣官房審議官  
植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 199 号の答申「社会生活基本調査の変更について」
- (2) 諮問第 200 号「医療施設調査の変更について」
- (3) 諮問第 201 号「経済センサス - 活動調査の変更について」
- (4) 諮問第 202 号「令和 8 年社会生活基本調査に係る匿名データの作成について」
- (5) 疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について

5 議事録

○津谷委員長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第224回統計委員会を開催いたします。

本日は久我委員が御欠席です。

本日の議事は次第にありますとおり、答申と諮問を予定しております。また、会議の時間を短くするため、事務局による資料の説明は省略させていただきます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局からウェブ画面上に資料を投影させていただきます。つきましては、委員の皆様方、説明者及び質疑対応者の方々などにおかれましては、御発言の際には必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願い

します。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向け、御協力のほどお願いいたします。

○津谷委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

諮問第199号「社会生活基本調査の変更」の変更の答申案について、人口社会統計部会の佐藤部会長から御説明をお願いいたします。

○佐藤委員 それでは、社会生活基本調査の変更に関する答申案について報告いたします。

本件については、10月の統計委員会で諮問された後、書面開催による部会を含め、2回にわたる部会審議を経て、本日お示ししている答申案を取りまとめました。

先月の委員会において、1回目の部会審議の結果について詳細に報告しましたが、本日の答申案は、その報告内容を答申案の形に整えたものです。ですので、この場では答申案のポイントを簡潔に御報告いたします。

資料1を御覧ください。まず1ページ目、「(1) 承認の適否」ですが、全体的な結論としては、今回の変更について、承認して差し支えないと判断いたしました。ただ、今後の課題として、将来的な対応を求めている事項がありますので、これらについては最後に触れたいと思います。

次に、個々の変更事項について、「(2) 理由等」の部分で順に記載しておりますが、それに沿って説明いたします。

まず、「ア 調査対象世帯数の変更」です。これは1世帯当たりの世帯員数が継続的に減少している状況で、従前と同様の世帯員数の情報を確保するため、世帯数を増加させるというものです。これについては、1ページから2ページにかけてのbで、おおむね相当としておりますが、cのとおり、1世帯当たりの世帯員数が将来的にも減少することが見込まれますことから、調査対象世帯数の増加を踏まえた費用対効果を検証するなどの調査の持続可能性の検討が必要であるということで、後ほど触れる今後の課題としております。

続いて2ページ目の「イ 調査の実施期間及び調査方法の変更」になります。

まず、(ア)は、報告者などからの要望を踏まえて、オンライン回答の期間を3日間から6日間に延長し、少なくとも土曜日または日曜日が、1日は含まれるようにするというものです。これについては報告者負担を軽減するものであることから、2ページから3ページにかけてのcで、おおむね相当としております。

3ページ目になりますが、ただし、dのとおり、いわゆる「思い出し記入」による回答の正確性が低下するおそれがあることを踏まえ、本調査の実施後に、オンライン回答期間の延長による効果を確認する必要があるということをして「今後の課題」としてしております。

続きまして、3ページ、「(イ) スマートフォンで回答する際の電子調査票の改善」です。オンライン回答のうち、スマートフォンから回答する場合の入力画面について、プルダウン方式からタップ方式へと変更するというものです。これについては、cのとおり、回答する際の利便性の向上に資するものであることから相当としております。

続きまして、4ページ目になりますが、ここの(ウ)は、回収率の向上を図るため、調

査員による回収期間を6日間から9日間に延長して、調査員による回収機会を拡大させるとともに、期間の最終日になっても回収が見込めない世帯に対しては、郵送回答の案内をするというものです。

これにつきましては、次の5ページのcのとおり、回収期間の延長は、報告者との接触機会の可能性を増やすものであり、集計除外率が比較的高い郵送回答の割合を減らすことにもつながること、また、最終的に郵送回答を許容することで、他の方法で回答が得られないケースにおける回収を少しでも増やそうとするものであることから適当としております。

続きまして、5ページです。「ウ 調査事項の変更」になります。

まず(ア)ですが、スポーツ観戦における行動日数を把握する設問において、視聴方法が多様化していることを受け、直接観戦以外の方法による行動日数を広く把握するため、調査事項を追加しようとするものです。これにつきましては、6ページのcにありますとおり、結果の解釈の難しさなどについての意見もありましたが、結論としては、7ページのdのとおり、過去の調査結果との継続性を担保しつつ、近年のスポーツ観戦方法の多様化へ対応し、実態をより正確かつ詳細に把握しようとするものであることから、適当としております。

7ページ目の(イ)は、その他調査事項の変更です。Aは、誤回答を防止するための回答番号の変更、Bは、調査員による聞き取り項目としていた世帯員数などの自計化となります。これにつきましては、前者については、8ページのcにありますとおり、前回の調査結果を踏まえた誤回答の防止策であること、後者については、同じく8ページ下部のbのとおり、報告者に過度の負担増が生じるものではなく、また、調査員の負担の軽減を図りつつ、調査の円滑化にも資するものであることから、適当としております。

続きまして、9ページです。変更事項の最後になりますが、「集計事項の変更」です。

まず、(ア)は、国連が2022年に生活行動の分類について、新たな国際基準であるMHIを策定したことを受け、それに対応した調査票Bの新たな集計表を参考表として公表するものです。これにつきましては、cのとおり、国際比較可能性の向上に資する対応であり、また、今回は参考集計とされていますが、将来的な集計の位置づけについては、調査結果を踏まえて検討されることから、適当としております。

次の(イ)につきましても、10ページのbのとおり、幅広い情報の提供及び国際比較可能性の向上のため集計事項を充実させるもので、適当と整理いたしました。

以上が、今回予定されている変更についての部会としての判断です。

最後に10ページの「今後の課題」です。これまでの説明の中でも触れましたが、(1)として、調査対象世帯数の増加数を踏まえた費用対効果や、調査実務の持続可能性の検証を行うなど、現在の調査対象世帯数の設定方法についての検討を課題としております。また、

(2)では、回答の正確性や日ごとの回収率への影響など、期間の延長による効果の検証を課題とした上で、回答の正確性や回収率については、調査期間及び調査方法の変更全般が影響すると考えられることから、それらを含めた効果を検証することが望ましい旨、付記しております。

社会生活基本調査の答申案について、私からの説明は以上となります。

○津谷委員長 佐藤部会長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、何か御質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。御報告にありましたとおり、今回の変更申請については、承認して差し支えないとのことです。そして、今後の課題として、1世帯当たりの世帯員数の減少に伴い、調査対象世帯が将来的に更に増えると見込まれることから、調査対象世帯数の変更についての費用対効果や持続可能性の検証を行うほか、調査方法や調査期間の変更による回答の正確性や回収率への影響の検証についても提言がなされております。本調査は2日間にわたる生活行動について詳細な回答をお願いするという、他の統計調査に見られない特殊な調査でもあります。

総務省統計局におかれましては、これまでの経験や知見を生かして、引き続き円滑かつ適切な調査の実施、そして、積極的な調査の改善がなされることを期待したいと思います。

それでは、答申（案）についてお諮りいたします。「社会生活基本調査の変更について」の本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○津谷委員長 ありがとうございます。佐藤部会長をはじめ、人口社会統計部会に所属されている委員の皆様、部会での活発な御審議、ありがとうございました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○津谷委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。諮問第200号「医療施設調査の変更について」、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当）  
総務省政策統括官室の森です。資料は2-1と2-2です。

資料2-2の諮問文にありますとおり、今般、厚生労働大臣から来年度予定されている医療施設調査の計画変更について申請がありました。そこで、この申請に対しての承認の適否を判断するに当たりまして、統計委員会の御意見をお聞きするというものです。

では、資料2-1の概要資料を用いまして、今回の変更内容について説明いたします。

これから説明させていただく医療施設調査の変更内容の前提といたしまして、医療活動の把握する統計調査にはどのようなものがあるか、また、医療施設調査の現行計画はどのようなになっているかについて簡単に説明させていただきます。

1枚目の医療活動の実態に関する主な統計調査について御覧ください。この表の左半分となりますが、医療施設の現状を把握する基幹統計調査といたしまして、今回諮問する医療施設調査があります。そして、毎月、地方公共団体に対して調査する動態調査と、3年に1回、病院、診療所に対して調査する静態調査、この2つに分けられます。そしてその下ですが、一般統計調査としまして、病院・療養病床を有する診療所に対して、毎月の入退院の患者数や外来患者延数などを調査する病院報告があります。今回の諮問については、主に赤で囲っている医療施設調査の静態調査に係るものとなっております。

次に右半分ですが、患者の状況について把握する基幹統計調査として、病院・診療所に

対して、3年周期で受療の状況、診療費等の支払方法などについて調査する患者調査があります。そして、その下ですが、入院・外来の患者本人に対して、3年に一度、当該病院を選んだ理由、外来の待ち時間等の病院の対応状況について調査する一般統計調査の受療行動調査があります。

なお、補足ですが、医療施設調査の静態調査と同じ、3年周期で実施します患者調査につきましても、令和8年に調査が実施される予定でして、一部変更はありますが、法改正に連動する調査事項の選択肢の変更等に限定されていることから、統計委員会への諮問に付さない軽微な事項として対応させていただきました。よって、今回の諮問には入っておりません。

続きまして、次のページを御覧ください。医療施設調査の概要となります。動態調査と静態調査に分けて整理しておりますが、目的については同じで、医療施設について、その分布及び整備の実態を明らかにするなどによって、医療行政の基礎資料を得ることを目的としております。

次に、左側の動態調査についてですが、都道府県、保健所設置市など、医療施設関係の申請を受ける地方公共団体に対して、調査事項として、申請許可、届出の経路の過程などで分かる許可病床数などについて、毎月、オンラインで調査をしております。

そして、右側の静態調査についてですが、3年に一度、病院、一般診療所、歯科診療所の全ての医療施設について、保健所経由での郵送、またはオンラインで医療従事者等の数ですとか、検査・手術の実施件数などの実施状況まで調査するものとなっております。

次のページに移ります。3枚目の調査結果の主な利活用を御覧ください。医療施設調査については3つに分けて記載しておりますが、各種行政施策への活用といたしまして、社会保障審議会の基礎資料で使われるほか、あとの変更事項の説明でも出てきますが、医療分野の情報化の推進に関する資料などで活用されています。また、ほかの統計調査の母集団情報としても活用されるなど、重要な調査となっております。

それでは、ここからが今回の変更事項となりまして、全部で4つあります。

まず1つ目、医療機関コードを調査事項に追加するというものです。医療機関コードとは、保険診療を行う医療機関に限定されますが、保険医療機関の指定の申請をした際に、厚生労働省から付与される医療機関ごとに振られる7桁の固有番号となります。今回、この医療機関コードを把握することが計画されておまして、これが実現すると、本調査で得られた情報と他の医療関連データを紐付けることが可能になり、詳細な分析が可能になるということです。

また、次回の調査の情報なのですが、こちらはプレプリントをすることを予定しておまして、報告者に対して負担が生じないようにすることです。

なお、矢印の下に、将来的に想定される課題としておりますが、今回、この変更が実現しますと、厚生労働省が有しているほかの医療関連データの活用が可能となります。そうしますと、その中には、本調査の調査事項と重複してそのまま使える事項があるかもしれませんがということで、将来的には、調査事項の整理・簡素化を行うことで、報告者である医療機関の負担軽減につながる可能性があると考えているところです。

では、次のスライドに移ります。医療機関の開設者に関する選択肢の追加となります。前回調査までは、一般社団法人や一般財団法人が開設者である場合、その他の法人としての回答をさせていたというものにつきまして、その開設事例が増加していることを踏まえまして、選択肢を別に独立させるというものです。選択肢が増えるというイメージとなります。

なお、下の※印のところ、この変更が関係する調査票を列記しておりますが、動態調査の調査票にも同じ設問がありまして、これと同じ対応を予定しております。

次に移ります。それでは、次は、医療情報の電子化に関する設問の追加・削除です。医療機関における電子化の進捗状況を把握するため、平成26年調査から当時の標準規格でありますSS-MIX標準化ストレージという名の標準規格がありますが、そちらの実装状況を把握していました。ただ、平成20年代当時は、まず、医療機関内部での電子化を図ろうという足元の課題が大きかったということもありまして、リアルタイムのオンライン共有が前提であることを念頭に置いたものではなっていませんでした。

そして、2つ目のポツですが、令和に突入しまして、通信環境が大幅に進歩して、いろいろな情報においてDXが着目される時代となってきました。そのような中、令和5年6月2日に政府の医療DX推進本部が決定した医療DXの推進に関する工程表におきまして、進化した新たな標準規格でありますHL7-FHIRと言いますが、こちらの導入が推進されることとされました。

こちらについては、医療機関相互で、リアルタイムでオンラインの共有が可能となった標準規格であり、これから主流になることが想定されるということで、このHL7-FHIRが用いられた電子カルテ情報共有サービスの導入が推進されたということです。

このような状況を受けまして、今回の変更では、これまで把握していたSS-MIXという標準規格の実装状況の設問を削除し、新たな標準規格であります電子カルテ情報共有サービスの導入状況を把握する設問を追加する変更が予定されております。

なお、今回の変更はまさしくスクラップ・アンド・ビルドの関係となっております、この資料には書いておりませんが、我々のほうで確認した情報といたしまして、少しコメントいたします。

まずビルドのほうですが、新しい標準規格に基づく電子カルテ情報共有サービスという新しいサービスの提供につきましては、現在、モデル地区で導入されているタイミングということで、本格導入はこれからであるという説明を受けております。そして、今回削除する、スクラップするとしているSS-MIXの標準規格の把握の削除についてですが、こちらにつきましては、普及率は徐々には増えているものの、まだ3割には届いていないとの説明を受けたところです。以上、追加情報ということで、コメントでした。

続きまして、最後のページで、最後の変更事項となります。

診療科目のうち、9月中休診、特定の曜日のみ調査事項の削除です。こちらは平成20年調査から施設の診療の状況を明らかにすることを目的として、下の図の右の黄色の部分ですが、9月中、休診していた診療科目と、あと、特定の曜日のみ開設している診療科目、これについて把握しておりました。そして、この設問についてですが、経年的に動きが小

さいことや、医療機関情報提供制度に基づいて、令和6年度から開始しました医療情報ネットの情報によりまして、その傾向の把握が可能になったことなど、状況の変化があったとの理由で、本調査において把握する必要性が低下したとして、今回、この調査事項を削除することとされております。

以上が今回の変更内容でした。

私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○津谷委員長 ありがとうございます。本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくことといたします。

それでは、ただいまの御説明について何か御質問や御意見はございませんでしょうか。

白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員 ありがとうございます。基本的に特に大きな問題はないと思います。医療機関の組織形態の選択項目を増やすということですが、これというのは今回から急に増えるわけではなくて、過去からこれが選択可能になって増えているのではないかと思いますので、何かの方法で遡及して調べることはできないのでしょうか。特に雇用などを見るときは、その他の法人なのか、一般社団法人なのかで結構違うと思うので、そういうことができるのであれば何か考えてもらったほうがいいのではないかと思います。

○津谷委員長 厚生労働省、お願いいたします。

○清水厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付保健統計室（兼国際分類情報管理室）室長 御質問いただき、ありがとうございます。御質問は、5ページにある主な変更内容のところの「医療機関の開設者」に係る選択項目の追加のところ、遡及して把握することができるかということですが、調査票上で、聞いていることのみしか分からないため、遡及してデータを持ってくるということではできないという形になっております。データがありませんので難しいということになります。

○津谷委員長 白塚委員、いかがでございましょうか。

○白塚委員 この統計の中ではできないのは当然そうだと思いますが、そうではなくて、ほかの統計でもこの番号が振られていると思いますから、そうした統計との紐付けなどで遡及できないのかということです。その番号の医療機関がどういう人かという情報はどこにあるのではないのでしょうか。

○清水厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付保健統計室（兼国際分類情報管理室）室長 ありがとうございます。多分紐付けを、医療機関コードを今回、別の場所に入れさせていただいておりますが、これをまさに紐付けすることによってできるようになりますが、現時点ではこれまでの調査と紐付けできるようなものが何もないため、それで把握することはできないということもあります。

○津谷委員長 白塚委員、よろしいでしょうか。今回、医療機関コードに関する設問を追加することによって、今後はいろいろな紐付けやリンクが可能になるという変更の一つの例かと思います。白塚委員、よろしいでしょうか。

そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。

後藤委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

○後藤委員 発言をお認めくださり、どうもありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○津谷委員長 はい。よく聞こえております。お願いいたします。

○後藤委員 どうもありがとうございます。資料2-1の4ページ、今、映し出している医療機関コードにつきまして、3点ほど発言させていただければと思います。

まず第1点目です。調査事項に医療機関コードを追加することで、様々な詳細な統計分析が可能になるとのご説明ですが、現在すでに法人番号が付与されている中で、医療機関コードは法人番号よりも粒度が細かくて、施設単位での把握が可能になるものと理解しております。その結果、例えば地域医療に関する統計分析をより詳細かつ正確に行うことが可能になる、という理解でよろしいでしょうか。これが1点目の質問です。

2点目は、今回、医療機関コードを調査事項に追加するという提案がなされていますが、この医療機関コードは、いつ付番されたものかを教えていただきたいと思います。もし古くから存在していたコードである場合、これまで調査事項にしてこなかった理由についても、併せて教えていただければと思います。コードによる紐付けの利便性、言い換えれば、コードがないことによる不便さについては、もう随分昔から認識されていたと思いますので、前回や前々回ではなく、今回このタイミングで変更として提案された背景について、ご説明をお願いできればと思います。

3点目は要望です。もしほかにも同様に、医療機関コードを調査事項にすべきだったのにしてこなかったというようなことや、調査事項にしたほうがより詳細な統計分析が可能になる、あるいは報告負担の軽減が図られるというメリットがあるのにしてこなかった政府統計調査がもし存在するのであれば、今後、同様の形で調査事項を追加するという御提案をしていただければと思います。

以上です。どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○津谷委員長 ありがとうございます。2点の御質問と1点の御要望、これは全て医療機関コードを今回付与することについてのものです。厚生労働省、お答えをお願いいたします。

○清水厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付保健統計室（兼国際分類情報管理室）室長 御質問いただき、ありがとうございました。2つの質問と1つの御要望を、医療機関コードに係る2点の質問及び1点の御要望を承ったと認識しております。

1点目に関しては御指摘のとおり、これを付与することによってほかの医療機関との、これまでできなかった医療データとも紐付けできるため、地域医療に関してこれまで以上の解析ができるものだと承知しております。

2点目ですが、医療機関コードがいつ付番されるのかとありますが、まず医療機関コードというのは、診療所や病院が開業しようとか何かをする、保険医療機関の申請を受ける、保険医療というのは病院にかかると3割負担とかあるというのは御存じだと思います。

そういった際に、いわゆる各厚生局に届け出た際に、その際に割り振られる7桁の番号になります。これまでなぜ紐付けていなかったという御質問はあります。医療情報に関しては、病床機能報告制度とか医療機能情報提供制度とかも令和5年の改正でいろいろこういうふうに見やすくなってきたと思います。それが最近になって徐々に始まって、医療情報のオープンデータソース化というのが近年になって始まってきたというところもありましたため、今回入れさせていただいたという形になります。これはもちろん厚生労働省内の政策部局とも調整した上で、今回入れさせていただくという形にしました。

3点目の御要望についても承りました。私たちとしては、毎回、3年に一度の調査を有しておりますが、調査票は私たちだけで決めるわけではなく、当然関連する政策部局を持っているところともしっかり相談させていただきながら、彼ら自身でも各データ等を持っているので、そういう情報を踏まえながら検討させていただきたいと思います。

○津谷委員長 ありがとうございます。後藤委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○後藤委員 はい。ありがとうございます。先ほどの2点目の質問について、趣旨の補足をさせていただきます。私がお尋ねしたかったのは、医療機関コードは各施設にいつ付番されるのかということではなくて、医療機関コードという制度自体がいつ導入されたのかということでした。その導入時期は恐らくかなり昔のことだと思いますので、それにもかかわらず、なぜこのタイミングで調査事項に追加するという御提案がなされたのか、という点を確認したかったという趣旨でした。ただし、先ほど「なぜ今なのか」という点について御説明いただきましたので、私の質問の一部については趣旨が異なりましたが、提案の背景については十分理解できましたので、結構です。ありがとうございます。

○津谷委員長 よろしいでしょうか。

○清水厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付保健統計室（兼国際分類情報管理室）室長 私のほうでうまく質問を取られなくて申し訳ありません。いつできたかというのは、これは保険局の案件なので、私も責任を持って答えられませんが、私の調べている範囲では、昭和50年代前半ぐらいに導入されたものと認識しております。

○津谷委員長 ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問ございませんでしょうか。

白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員 今の話も聞いていて、更によく分からなくなったのですが、この医療機関コードが付番されたときに、厚生労働省内では、その機関がどういうところかという情報はどこかにプールされ、情報として共有されていたのではないかと思います。それと、今回調べたコード、機関の情報と連動すれば、過去に遡って確認することはできるのではないかと思います。

○清水厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付保健統計室（兼国際分類情報管理室）室長 今おっしゃっているのは、これから医療機関コードを、各厚生局の医療機関コードの情報は持っております。ですので、

厚生労働省で医療機関コードは持っております。その番号とマッチングさせて、承認されていなかったものをやるということになります。過去の調査においても、調査するときには、調査計画において、どこからどこまで調べますということをお聞きいただいた上で調べております。過去に承認いただいた調査の際には、そういった医療機関コードをもって過去のデータを調べるということは、承認されておりました。今回の申請にもつけておりません。

○白塚委員 では、この医療機関コードが付番されている医療機関がどのようなものかという情報は公開されているのですか。

○清水厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付保健統計室（兼国際分類情報管理室）室長 医療機関コードを紐付けた医療機関の情報は公開されております。

○白塚委員 では、その情報と今回のコードを紐付けて、過去に遡って、自分でチェックするということではできないということですか。

○厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付保健統計室川田室長補佐 厚生労働省です。例えば開設者の場合というのは、開設者の変更というのが行われることがあるわけです。例えば個人で当初開設した医療機関が医療法人化するとか、そういったようなことで開設者区分というのは変わることがありますので、要は、そういった履歴データというのはありませんから、そういう意味での、過去遡及して、紐付けて、開設者のことを調べるということは現実には厳しいという回答になります。

○白塚委員 そちらのほうをきちんと体系的にデータとして保存することを考えたほうがいいのではないかと思います。このコードを使うのであれば、もともとのコードの体系で、どういう機関がどういう履歴を持っているのかという情報がきちんと保存されていないことが問題のような気がします。

○清水厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付保健統計室（兼国際分類情報管理室）室長 その番号について整理が必要という要望ということでしょうか。

○白塚委員 それはぜひやられたほうがいいと思います。

○清水厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付保健統計室（兼国際分類情報管理室）室長 過去のいわゆる医療機関コードについて、今までなかったものは今後していくという話だと承りましたので、政策部局にお伝えさせていただきます。

○津谷委員長 そのほか御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本件は諮問の段階ですので、詳細については、これから検討されることになると思います。

佐藤委員、どうぞ、お願いいたします。

○佐藤委員 6 ページの変更事項の3の医療情報の電子化の点ですが、新たな規格の利用状況を把握するという点について全く異論はありませんが、説明いただきました中に、

この新しいHL7-FHIRはまだ始まったばかりで、モデル事業段階ということなので、現段階でこの統計を取っても、それほど、何の実情を示したのかということとはよく分かりませんが、一方で、SS-MIXのほうが30%をちょっと切っているぐらいとのことでしたが、既にそれなりの費用を投じていらっしゃるの、すぐに新しいサービスに乗り換えるということもないかもしれませんので、新しいサービスのみの把握ということであると、医療情報の電子化というものの全体像が描けないのではないかと懸念を感じております。

ですので、今回の調査においては移行期間という感じで、新しいサービスの追加はもちろん、これまでのサービスのSS-MIXについても設問を残すというようなことを考えていただければいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○清水厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付保健統計室（兼国際分類情報管理室）室長 御指摘ありがとうございます。今後、部会のほうに付与されていくというふうに私は認識しておりますので、部会でも検討状況も見ながら適宜判断させていただきたいと思っております。

○津谷委員長 ありがとうございます。

そのほか御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントをさせていただきたいと思っております。

今回予定されている変更は、医療施設の実態について、より深い把握を行うためのデータを収集し、詳細な統計分析を可能とするために設問を追加する一方で、調査全体の報告者負担を考慮して、設問の一部削除も予定されていると理解いたしました。

さきほど、委員の方々から複数の貴重な御意見や御質問をいただきましたが、この諮問案件への直接的な影響は限られ、また論点も限られているように思います。佐藤部会長におかれましては、これらの御意見や御質問を踏まえて、効率的に部会所属の委員の皆様のご意見を取りまとめていただき、次回の統計委員会で御報告をお願いできればと思います。

○佐藤委員 承りました。

○津谷委員長 ありがとうございます。佐藤部会長をはじめ、人口社会統計部会に所属される委員の皆様、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思っております。諮問第201号「経済センサス - 活動調査の変更について」、総務省政策統括官室と総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当） 総務省政策統括官室統計審査官室の越です。諮問第201号の「経済センサス - 活動調査の変更について」ということで、私から説明させていただきます。

資料3-1を御覧いただければと思います。まず経済センサス - 活動調査ですが、総務省、経済産業省所管の基幹統計調査であり、5年おきに実施されているものです。今回の調査は令和8年に実施される予定です。前回の令和3年調査から、主に産業分類の改定、生産物分類の適用などの見直しや、オンライン調査の拡大などの変更が予定されております。これらの変更につきましては、今年の3月に統計委員会に諮問させていただき、統計委員会、それから、サービス統計・企業統計部会で御議論をいただきまして、変更して差

し支えない旨の答申がされております。その後、同年6月に承認しております。

今般、令和6年能登半島地震後の復旧・復興の対応等を踏まえまして、一部の市町で統計調査員の確保が困難となる可能性があるということで、調査方法を変更するということを用意しているということです。

それでは、一枚めくっていただいて、スライドの1つ目、経済センサス - 活動調査の概要（現行計画）を御覧いただければと思います。

経済センサス - 活動調査の概要ですが、調査の目的は、記載のとおりです。全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする経済構造統計を作成するというものであり、調査対象は、原則、全ての法人、団体、それから、個人の企業と、その傘下の事業所を対象として実施しているところです。

調査方法といたしましては、国や地方公共団体の事業所以外を対象とした甲調査では、国などが直接、調査票を調査対象に送る直轄調査と、それから、調査員調査に分かれています。今回の変更ですが、このうち一部地域の調査員調査に関するものです。調査事項といたしましては、企業、事業所の従業者数、それから、売上高や費用となっております。また、産業ごとに売上高の定義が変わるため、産業別に調査票を設計しております。また、複数事業所や単独事業所などの経営形態別にも調査票を設定しているところです。

次のスライドです。調査対象ですが、複数の事業所で構成される①法人複数事業所企業、それから、②単独事業所企業、法人でない団体、それから、③個人経営企業、新設事業所の三つに大きく分類されまして、それぞれに調査方法や調査事項が設定されております。

調査方法につきましては、法人複数事業所企業は直轄調査で、それ以外の単独事業所企業等は調査員調査となります。イメージといたしましては、規模が大きい企業は直轄調査、規模の小さい単独事業所企業等は調査員調査となります。

次のスライドです。経済センサス - 活動調査の主な利活用状況です。国民経済計算や産業連関表の基礎資料として用いられるほか、事業所母集団データベースの基礎資料として活用されているところです。

次のスライドです。このスライドは4ページですが、4ページから6ページまでについては、具体的な変更内容を記載しております。

まずは調査員調査に関する調査方法の変更についてです。調査員調査の流れですが、一枚めくっていただいて、5ページですが、こちらのほうで図式化をしております。

まず国が事前に把握している存続事業所に対して、民間の事業者からオンライン回答書類を郵送し、オンラインで回答いただきます。次に、このうち、オンラインで回答されなかった事業者や、国が事前に把握していない新設事業所に対して、統計調査員がオンラインの回答書類、それから、紙の調査票を配布します。調査票の収集は、オンライン回答のほか、統計調査員が回収する方法、または市町村長が地域特性等を考慮の上で選択した場合に限り、郵送により回収します。

4ページに戻っていただければと思います。この調査員調査につきまして、令和6年能登半島地震の復旧復興に向けた対応や調査員の候補者の被災によりまして、石川県能登地

域の6市町で統計調査員を確保できない可能性が判明いたしました。そういうことで、総務省統計局、それから、石川県・市町で協議の上、6市町につきまして、それぞれの一部調査区において、統計調査員ではなく、別途国が委託する民間の調査会社が統計調査員による調査実施事務を代替する方法により調査を行うという形に変更するものです。

また、当該調査区ですが、調査対象事業所が円滑に回答できますよう、郵送での提出も認めるという形にしております。これにつきましては6市町も了解しているということです。

先ほどのスライド5を見ていただくと、まず存続事業所に調査書類を送って、オンライン回答を求めるといったものがありますが、それで、オンライン回答がされなかったところと新設事業所について統計調査員が調査するところに、赤丸で印をつけており、調査員が調査するという形になっていますが、ここの部分を変更して、左側にあります国が委託する民間の調査会社にここの部分の調査を担っていただくという形に変更するという内容です。

変更を行う具体的な調査区について、能登半島の地域の6市町の検討を経て、来年3月に決定されることを伺っておりまして、そのようなことから、現在では、そういう意味では調査区の確定はされていませんが、3月までにその状況を判断して、今申しました変更を行う調査区を確定することを考えているとのことでした。

また、市町のそれぞれの全域で調査方法を変更することは想定しておりませんが、各市町のうちの一部の調査区のみで取扱いを変更するというようなことと調査実施者から事前に伺っております。

以上が調査方法の変更内容の1つ目です。

6スライド目です。経済センサス - 活動調査の変更内容と書いてあって、②と書いてあるスライドです。前回の承認後に、調査票や集計事項、それから、使用する統計基準等の一部に誤記等が発見されたというようなことで、その訂正を予定しております。

誤記の内容といたしましては、調査票につきましては、必要な回答欄をクローズしてしまった、書けないような形になってしまっていたわけですが、こちらのほうを訂正することと、それから、字句の誤植などが見られたということです。

また、集計事項につきましては、前回調査から変更がないにもかかわらず、誤って集計区分を変更してしまったというもの、それから、前回承認された変更に伴い修正すべきだった事項の反映漏れということが見られました。

それから、調査計画ですが、使用する統計基準等で、本調査は生産物分類を用いることとしておりますが、その記載が不足しておりました。その部分について記載を足すということが今回の変更内容です。これらについて訂正することを予定しております。

調査実施者からは、実査に向けて調査計画の内容を精査した結果、確認されたものと伺っております。また、調査票等に誤記等が複数判明したことにつきましては、統計委員会の諮問資料に誤記等があったことは遺憾であり、今後は複層的なチェックを充実させるなど、再発防止を徹底するよう努めますと伺っているところです。

以上の変更内容につきまして、スライド7、次のページです。調査方法の変更につま

しては、令和6年能登半島地震後の復旧・復興の対応等を踏まえまして、調査員の確保及び配置が困難な状況にあり、調査の実施に支障を来す可能性が高いことから代替措置をあらかじめ講じておくものであり、現地の調査環境を踏まえると必要な措置であると考えております。

また、調査票・集計事項等に関する変更は、誤記等を訂正するものであり、こちらも必要な措置であると考えているところです。ただし、今申しました、このスライドにあります①の調査方法の変更ですが、ここにつきましては、代替措置を国が委託する民間の調査会社が調査員による調査実施事務を代替する方法とした理由、それから、民間の調査会社が円滑かつ正確に調査を実施するための方策、以上の2点について確認する必要があるものと考えております。

このスライドの下のほうにも記載しておりますが、想定される確認のポイントということで記載させていただいております。

この後、調査実施者からこの点について御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

**○津谷委員長** 越審査官、ありがとうございました。

それでは、総務省統計局、御説明をお願いいたします。

**○山形総務省統計局統計調査部経済統計課課長** 総務省統計局です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料番号は資料3-3です。ただいま、想定される確認のポイントという御説明でした。それについて、調査実施者の立場からお答え申し上げたいと思います。

まず1つ目の確認事項といたしまして、今回、能登地域において調査員調査の部分を国が委託する民間調査会社の調査に代替する理由をお尋ねいただいております。本来でしたら、私どももできるものでしたら、やはり統計調査員による調査がベストだと考えています。今、御説明いただいたとおり、調査員調査を行う体制を確保できない地域については、いわゆるセカンドベストということで、民間調査会社のスタッフが調査員調査の事務を代替するという仕組みを入れるということです。

念のため、1パラですが、具体的に申し上げますと、被災地域以外で行う通常の統計調査員による調査については、いわゆるオンライン先行方式です。つまり、国が把握している事業所に対して、郵送でネット回答に必要なIDやパスワードを送って、それによって期限までにオンライン回答がなかった事業所、あるいは国でもともと把握できていなかった新設の事業所、これらについては、やはり統計調査員が現地に訪問して、調査の趣旨等説明していただきながら調査票を配って、その後、また提出がなければ、更に督促に行くと、そういったようなフォローを行うということが今回の調査のスキームになっております。それに加えて、また、国がもともと把握していた基の名簿情報から最新の情報はやはり動いていますので、そこは統計調査員が現地に行くということは非常に重要だと考えていまして、実際の状況を見ながら、調査票を配るというスキームにしております。

先ほど御説明いただいた説明とも重複しますが、経済センサス-活動調査といいますのは、今や唯一の事業所、企業の全数調査です。能登の復興状況を正確に把握する必要もありますし、また、ほかの統計調査の母集団情報を提供するという重要な使命がありますの

で、やはりこのように、実際に現地に人を派遣して、実地に調査するというのは極めて重要だと、必要不可欠だと考えております。ただ、被災地域では、統計調査員の確保がなかなか難しいという状況が判明いたしましたため、やむを得ず民間調査会社のスタッフが調査員調査の業務を代行するというようにしたことということです。これが1つ目のお尋ねでした。

2つ目の確認事項として、この民間の調査会社が調査を上手に行う方策ですが、私たちとしてはこれから調査会社の選定の手続に入っていく予定です。まず規律をかけるということを考えています。具体的には仕様書におきまして、基幹統計調査の従事歴がある人、あるいは一定の資格を持っているとか、きちんと信頼できる人にするということ、あるいは研修を義務づけまして、その資料は事前に我々のほうで確認すると、そういった規律をかけるということとしています。

それからまた、民間の調査会社のスタッフが行くということで、それを逆手に取ったあたり調査なども心配されますので、実際の証明書なども携帯させるということにしておりますし、いろいろな広報も通じて周知を図っていきたいと思っています。さらに、民間調査会社ということで、必ずしも、地元にも明くない人が現地を回ることになりますので、通常の名簿を当然渡しますが、直近の行政記録情報なども調査会社に対応させていただくということにしております。こういった取組を通じまして、当初計画していた統計調査員による調査と、なるべく同じ質の調査ができるよう努めてまいるとのことです。

想定される確認のポイントに関してのお答えは以上です。

**○津谷委員長** ありがとうございます。ただいま、総務省統計審査官室と総務省統計局から御説明がありましたように、令和6年能登半島地震の復旧・復興の対応等を踏まえ、能登地方の6市町について、それぞれ一部の調査区において統計調査員の確保が困難となる可能性があることが判明したとのこと。このため、当該調査区における調査員事務を民間事業者に委託することをあらかじめ可能とするために、調査計画にその旨を記載するとともに、併せて調査票の誤記等を訂正する計画とのこと。いずれも速やかな対応が必要であるとともに、論点も限られていることから、事前にサービス統計・企業統計部会の菅部会長と御相談しまして、本件については、部会に付託せず、直接、本委員会で御審議をいただき、結論を得たいと考えておりますが、そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○津谷委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。

菅部会長、お願いいたします。

**○菅委員** 今回の変更内容につきましては、調査の円滑な実施の観点から妥当なものだと考えられます。

なお、今般の事案の発生を踏まえまして、今後の対応の必要性につきまして、2点、御検討をお願いしたく、意見を申し上げたいと思います。

まず今後も災害等の発生に伴い、統計調査員による調査の実施が困難となる同様の事態

が生じる可能性があります。特に今回、統計調査員に代わって民間の調査会社が調査業務を担うこととなったことから、調査の実施状況につきまして、十分に検証し、適切に記録しておくことが必要ではないかと思えます。

次に、一般的に、災害等により事業所が被災した場合、従前の場所ではなく、別の場所で仮設店舗として営業することが想定されます。経済センサス - 活動調査は、事業所母集団データベースの整備に活用されていることを踏まえ、当該事業所が恒久的な新設事業所なのか、一時的な仮設の事業所なのかといった情報を把握するため、調査事項を追加することも将来的には考えられるのではないかと思えます。

以上、2点につきまして、令和13年に実施予定の次回調査に向けて、調査実施者において御対応を検討していただけたらと思えます。

以上です。

**○津谷委員長** 菅部会長、ありがとうございました。

それでは、そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。

白塚委員、お願いいたします。

**○白塚委員** 今の菅部会長の御発言はそのとおりでと思うので、ぜひ検討してほしいと思いますが、今回についても質問があります。私は前の職場で金沢の支店長をしていて、この地域にはよく行っておりました。先ほどの話だと、現地の状況がよく分からない調査会社に委託する可能性があるように理解しました。地理的な要因を考えると、やはりそれは難しいのではないかと思えます。その辺のところは業者の選定のときにきちんと考慮したほうがいいと思えますし、特に、菅部会長がおっしゃったような、どこかに仮設で移転していたり、あるいは何か新しいものができたりといったことについて、やはり土地勘のない人が調べることは難しいのではないかと思えます。特に、今まだ道路とかも完全に復旧しているわけではないところもあつたりすると考えられますから、委託先の選定にあたっては、この点はぜひ考慮された方がいいのではないかなと思えます。

それから、調査会社に委託するのは、それはそれでいいと思いますが、これは複数の調査会社に委託する可能性はあるのでしょうか。それとも一つだけが選定されるのでしょうか。

また、3月にならないと具体的にどの調査区が委託されるかというのは分からないという話でしたが、大体どれぐらいの量、比率を委託しないといけない見通しなのか、あと、3月に決まったところから民間業者の作業が始まることで、この調査期間に間に合うのかについて説明していただけないかと思えます。よろしくをお願いします。

**○津谷委員長** 総務省統計局、いかがでしょうか。

**○山形総務省統計局統計調査部経済統計課課長** 御質問ありがとうございます。幾つか御指摘をいただきました。

まず、現地の土地勘がない人が調査をするというのは非常に難しいのではないか。これについては、私どもも認識しております。例えば輪島とか、我々もこの夏に現地に見に行きましたが、白塚委員がおっしゃるとおり、現地の橋がそもそも落ちたまままだ直っていない、道路がまだ直っていない、建物は正常に見えても、倒壊のおそれありとかでビラ

が貼られている等の状況であり、これは難しいと思いました。また、自治体の方にも実情も聞きまして、これは難しい状況だということをそのときに実感いたしました。今回、ビルトインする必要があるというふうに認識をして、今回の措置に至ったということです。

そこで、本当は現地に明るい人に、調査スタッフとして回っていただきたい、つまり、そういう方が集まればベストですが、なかなかそういう人が見当たらないというのが状況です。今後、現地の調達手続に入りますが、すごく遠方から来るということではなく、金沢や、少し離れてはいますが、なるべく現地のことにも与することができるような人を選んでいただけるように、なるべく調査会社とも調整を進めていきたいと思っております。それが1つ目です。

2つ目ですが、業者については1社を予定しております。これも幾つかは現地のスタッフとして回れることは、そういう能力がある業者があるということは確認が取れておりますので、手続的には問題ないと思っております。

あと、3月ということですが、これは私ども、やはり調査員調査がベストだと思っております。地元の市町村に任命された地方公務員という人が行くということが調査の信頼を確保する上でもベストだとは思っております。それができるのか、できないのかという最新のぎりぎりのところまで待つて判断したいと思っております。そこまで待つて、調査区ごとに、できるできないをぎりぎりのところで判断し、最後、民間調査会社に持つていきたいと思っております。

そのスケジュール感は3月としておりますが、一方で、調達手続は既にこれから始めようとしておまして、3月から始めるというより前もって、ある程度の見込みを持つて進めようとしております。どれくらいの比率をという、ボリューム感ですが、今、例えば半分だとか3割だとか、なかなかそういうのを上手に申し上げることはできません。常時、石川県とも連絡を取り合つて、なるべく上手にボリューム感を見積もつて、調達手続と、現地での確認を並行して、作業が滞りなく進めるようにしていきたいと思っております。

ちょっとお答えになっていない部分もあると思っておりますが以上です。

○津谷委員長 ありがとうございます。

白塚委員、よろしいでしょうか。

○白塚委員 結構です。調達のときに言っていたボリューム感と全然違うような結果になるのだとすると、何かうまくいかなかったりするのかなと思うので、大体のイメージがあまり大きくずれないような程度の現状の把握なのであればいいとは思っています。

○津谷委員長 長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 ありがとうございます。私はふだん金沢にいるものですから、まさに能登は比較的近いということで、やはり説明にありましたが、まだまだ非常に震災のダメージが深刻な状況が続いているということですので、このような調査体制を取らざるを得ないのかなという感じはしております。菅部会長、それから、白塚委員からもお話ありましたが、まさに個人経営企業とか、こういう単独事業企業がやはり多いです。具体的には、例えば輪島塗、それからあと、珠洲焼、造り酒屋などです。だから、そういうものはもう廃業したり、あるいは結局、全壊したりして、菅部会長からお話ありましたが、間借りとい

うか、金沢や周辺市、あるいは他県に、日本酒ならば、麴や酒米は能登のものですが、お酒は、別の県の蔵でつくったり、そういうようなところがうまく把握ができるのかというような気持ちもしたりしております。ただ、恐らく戻ってくる可能性もあるものですが、そういうところの生産量は、その所在地の方が分かります。そういう企業のアイデンティティと言ったらいいのですか、そこがうまく確保、トレースできるのかというのは少し心配しましたが、そこは将来的な課題も含めて、うまくやっていく必要があると思いますので、ぜひ、経済活動の実態を把握するという観点で、この部分はしっかりやっていただきたいと思っています。

以上です。

○津谷委員長 ありがとうございます。御意見ということですか。

総務省統計局、お答えがありましたらお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課課長 ありがとうございます。今、恐らく菅部会長もおっしゃったことと通じる部分があると思います。仮設をどう追いかけていくかというところ、調査のスキームのところだと思いますが、私たち、今回、ベストを尽くしまして、あとまた次回の調査についてどういった改善ができるのかということも検討していきたいと思っています。

あと余談になるかもしれませんが、白塚委員と長谷川委員と、金沢というか、石川に非常に明るい委員にエールをいただいたと思っていますので、今後、被災地の地域の準備の面でも進めてはいきますが、やはり想定していない困難とか、ひょっとしたらあるかもしれません。また困ったことがありましたら、ぜひまた非公式に御相談に乗っていただけると大変ありがたいと思います。

以上です。

○津谷委員長 ありがとうございます。

福田委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

○福田委員 ありがとうございます。今回の措置はやむを得ないとは思いますが、偽りの調査員が横行しないように、何かうまく周知、回答者にも周知する工夫はどういうふうにお考えなのかということをお伺いしたい。何らかの形で、全員が見るかどうかわからないですが、例えば町の広報とかそういうことで、その情報は何かの形で流すとか、そういう工夫とかは何かお考えなのでしょうかとというのが御質問です。

○津谷委員長 総務省統計局、お答えをお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課課長 御質問ありがとうございます。広報はなるべく広くやりたいと思っております。当然、ホームページや自治体のほうにもお願いするわけです。調査員調査は結構小規模な事業者が中心になりますのでなかなかホームページでも気づかないこともあると思いますので、今回、予算の限りを尽くして、例えば地元の地方紙に載せるなどの取組も追加で予算と相談しながらやらせていただくというようなことを考えております。あらゆる手だてを講じて、なるべく正確な情報が届くように、そして、詐欺とか、かたりとか、なるべく惑わされないように、隅々まで届くような広報を充実していきたいと思っています。

○福田委員 よろしくお願ひします。

○津谷委員長 ありがとうございます。福田委員、よろしいでしょうか。

○福田委員 大丈夫です。

○津谷委員長 この変更は、一部地域を対象にして、できる限り綿密な対応を行うものであるということです。よろしいでしょうか。そのほか御意見、御質問ありますでしょうか。

まず佐藤委員から、そして、次に、二村委員にお願いいたします。

○佐藤委員 御説明ありがとうございます。今、広報で予算を尽くしてというお話が出ましたので、元の計画での執行した場合の予算よりは、かなり上に超過するという見込みなのではないかと思いますが、その辺りの予算問題は大丈夫でしょうか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課課長 ありがとうございます。予算は確保したものを使うわけですが、総務省統計局の中で、例えば融通を利かせるなど、確保しているものの中で最善を尽くすということです。

○津谷委員長 よろしいでしょうか。これから予算の追加要求はできませんので、与えられた予算の中で、できる限り効率よく、効果的に調査するということかと思ひます。

では、二村委員、お願いいたします。

○二村委員 まず一般論として、新設事業所、今までのデータというものが無いわけですが、漏れなく調査する方法というのはどのようなものが取られているのでしょうか。また、今回のように、震災地域でなかなか情報が届きにくいところで何らかの工夫を行うということになると思ひますが、特別に何か行うような計画があれば教えていただきたいです。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課課長 2つ御質問いただいたと思ひます。

一つ、新設をどう捉えるかという御質問です。私も、この調査のスキームとして、令和6年に実施した経済センサス - 基礎調査をベースにしつつ、最新の行政記録情報を取り込んだ名簿をつくっております。それでなるべく事前に把握できるものはベストを尽くして、基礎調査のみならず、行政記録情報を取り入れたものをベースに、なるべくカバレッジについて広く捉えようと思ひます。ただ、実際調査をやる来年になったら、事業所は動いていますので、そこではやはり活躍いただくのは現地でフィールドワークしていただく調査員ということになるということになります。それが1つ目のお答えになります。

2つ目ですが、情報が届きにくい地域への特別な手当はあるか、御質問はそういう趣旨でしたでしょうか。

○二村委員 何となく分かりました。諸先生、白塚委員が先ほどおっしゃったところを加味しますと、要は、現地のことが分からない方が入っても、なかなか新設かどうかというところも分からないしというところで、実際に調査員の方の仕事というのが非常に大事なのだということをお大変に強く理解いたしました。ありがとうございます。

○津谷委員長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思ひます。

経済センサス - 活動調査の変更について、多くの有用な御質問や御意見をいただきありがとうございました。

本案件への答申については、これから各方面と相談して文書化したいと思いますが、ただいまの御議論を踏まえますと、統計委員会の判断としては、これから申し上げるような内容になるのではないかと考えております。

まず、今回の調査計画の変更に関しては、承認して差し支えないと整理したいと考えております。その理由として、第一に、報告を求めるために用いる方法の変更については、1点目として、本件措置は、令和8年調査の実施に向けて、能登地域6市町の現在の調査環境を踏まえると必要なものであると思われること。2点目として、調査対象事業所の新設や統廃合の状況を的確に把握するとともに、調査対象事業所への説明を丁寧に行うという観点から、可能な限り現地に赴き、対面による調査を実施することが最もふさわしいのではないかとと思われること。3点目として、事務を請け負う民間の調査会社に対して、円滑かつ正確に調査を行うことができるよう、調査の質を確保するために様々な措置が講じられる予定であることから、適当と整理したいと考えております。

今後の課題については、先ほどの菅部会長からの御意見にありましたとおり、そして、その後いただいた御意見や御質問についても、その趣旨は菅部会長のご意見に包括されているのではないかとしますので、まず第1点として、民間の調査会社による実査の状況について綿密に検証すること。第2点として、被災に伴う事業所の移転状況を、統廃合や新設も含めて把握する必要性について検証することの2点を、答申の中で課題として指摘したいと考えております。

次に、2つ目の調査事項、集計事項、使用する統計基準等の変更については、調査票等の内容を適切な記載に変更するものであり、適当と考えております。

以上のことから、調査計画の変更に関しては、承認して差し支えないと整理してはどうかと考えております。

最後に、これは繰り返しになりますが、今後の課題については、先ほど申し上げたように、菅部会長から御指摘いただいた2点を基に指摘したいと考えております。

答申の内容については、おおむね以上のように整理できるのではないかと考えております。

ただいま申し上げた内容を文書化したものについては、本会議終了後、速やかに委員の皆様にお送りしたいと思っております。このような内容でよろしければ、この場で採択させていただき、細かな文言や表現については、私に御一任いただければと考えております。

このような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。それでは、答申案についてお諮りいたします。ただいま申し上げた内容を、経済センサス-活動調査の変更についての本委員会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

では、次の議事に移りたいと思っております。諮問第202号「令和8年社会生活基本調査に係る匿名データの作成について」、総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○山本総務省統計局統計調査部調査企画課長 総務省統計局で調査企画課長をしております山本です。令和8年社会生活基本調査に係る匿名データの作成について御説明をいたします。

資料4-1の1ページを御覧ください。1ページ目は、匿名データ諮問の際に、これまでの統計委員会の審議において1回見ていただいております内容でありまして、匿名データの作成、提供に関するこれまでの決定の内容を御紹介しているものです。委員の皆様、御承知のとおり、上の箱の第Ⅲ期基本計画のところですが、匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、早期の提供、また、第Ⅳ期計画のところですが、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行うとされているところです。

続いて2つ目の箱ですが、提供早期化に資する取組として、昨年9月の統計委員会におきまして、匿名化処理基準の改定をいただいているところです。

2ページ目を御覧ください。こちらは匿名化処理基準の改定の内容を図示したのですが、昨年9月の統計委員会の御審議で御提示をさせていただいた資料です。下の段ですが、中ほど、今回は令和8年社会生活基本調査の統計委員会の答申の御審議と併せまして、当該調査の匿名データの諮問をさせていただくものです。

なお、昨年答申をいただきました令和7年国勢調査の匿名データの作成に続きまして、今回はこちらのケースとして2回目ということになるものです。

3ページ目を御覧ください。社会生活基本調査につきましては、これまで7回分の匿名データを作成済みであり、前回の答申の上の指摘事項はありません。調査事項の主な変更点につきましては、本日答申をいただきましたとおり、趣味・娯楽について調査事項の名称変更と、現地以外でのスポーツ観戦の追加であり、これ以外の調査事項に大きな変更点はありません。

続いての括弧ですが、各調査事項の匿名化処理については、統計研究研修所が開催しております匿名データ有識者会議において、本調査の匿名化処理が匿名化処理基準に沿っていることを検証いただいているところです。具体的には後ろの資料4-2の諮問文、別添1の横表をつけてあります。こちらのとおり、匿名データの作成に係る匿名化の処理基準、これが左側ですが、令和8年の社会生活基本調査の調査事項、こちらの処理基準と調査事項の対応について妥当である旨を有識者会議で御確認をいただいているところです。

資料4-1の3ページにお戻りをいただきまして、下から2つ目の括弧ですが、今後の匿名データの作成方法です。調査結果の公表後に改めて、統計研究研修所の支援を受けつつ、匿名データ有識者会議にお諮りしながら、実際の調査票情報を用いて匿名化処理の妥当性について検証を実施した上で作成するというようにしているところです。

提供予定時期につきましては、令和11年12月を予定しております。

最後4ページ目は御参考で、匿名データ有識者会議の構成員等となります。総務省統計局からの説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○津谷委員長 ありがとうございます。この議事は、ただいま御説明がありましたように、匿名データの作成に係る匿名化処理基準に沿って行うものと認められます。このため、資料4の参考の本委員会の決定文書、統計法第35条第2項の規定に基づく審議についての

1の(2)の規定により、統計制度部会への付託は行わず、本委員会において御議論をいただきたいと思っております。

本案件の答申は、同じく委員会決定文書2の規定により、令和8年社会生活基本調査の実施または変更に係る答申を行った後で行うこととなっております。これについては、先ほど、最初の議事で御審議をいただいて答申を取りまとめ、皆様に御承認をいただきましたので、本件についても答申を取りまとめたいと思っております。

私と事務局で相談して答申案を作成いたしましたので、統計委員会担当室より御説明をお願いいたします。

○赤谷総務省統計委員会担当室次長 事務局です。今し方、委員長から発言があったとおりでありまして、資料4の参考としても、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」というものを添付しておりますが、匿名データの作成については、審議を効率的かつ重点的に行うものとしております。それに基づいて、今回、資料4-3として答申案を作成しております。

計画の適否については適当であるとしておりまして、理由等のところで、(1)番として、調査事項の今回の変更内容について触れるとともに、(2)番として、匿名での作成に係る匿名化処理基準に沿って行われている、そして、それが統計研究研修所において検証されておりまして、匿名データの匿名性及び有用性は確保されるということを理由としているものです。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○津谷委員長 ありがとうございます。それでは、先ほどの諮問概要の御説明と、ただいまの答申案の御説明について御質問、御意見はございますか。

○白塚委員 すみません。確認させてください。

○津谷委員長 白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員 基本的に私はこれでよいと思っておりますが、平成8年調査の公表日はいつになっていますか。

○山本総務省統計局統計調査部調査企画課長 総務省統計局です。調査結果公表につきましては、現時点では令和9年12月を予定しております。

○白塚委員 そこから2年後の令和11年の12月を目指すということですね。分かりました。ありがとうございます。

○津谷委員長 よろしいでしょうか。そのほか、御質問、御意見はございませんか。長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 ありがとうございます。先ほどの1つ目のところで、社会生活基本調査のところとも絡むところですが、この社会生活基本調査は、実は経済の分析と申しますか、例えばSNAでも、要は、無償労働の貨幣価値みたいな、家事労働とかボランティアとか、そういうもので、言わば、一番重要な統計ということで、機会費用をどう計上するかとか、そういうものに非常に重要な統計であります。今後、今はデジタル化の話がどんどん進んで、結局、デジタル化というのは無償サービスと申しますが、ただ無償の、無料のSNSとか、それから、生成AIとか、そういうようなサービスを使っていて、そういうのはな

かなか評価が難しいので、どうしてもこういう社会生活基本調査の時間の配分と申しますか、そういうところから推計して貨幣評価をしたり、あるいはいろいろな分析に使うということになるのではないかと予想しております。今回、匿名データの作成で、公表が早まるということが、非常にこれは研究者にとっても朗報だと思いますが、引き続き、この速報、公表時期の早期化というのは、希望としてはやはり引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○津谷委員長 ありがとうございます。経済学において、無償労働、特に家事や育児、家族の世話といったような家庭内労働についての情報は重要であるので、匿名データの提供はすでに早期化が行われているが、更なる早期化に向けて努力してほしいという御要望かと思えます。統計局、いかがでしょうか。

○山本総務省統計局統計調査部調査企画課長 ありがとうございます。匿名データの有効性等についても御指摘をいただきました。最大限努力をしてみたいと思えます。提供早期化の基準も昨年改定をいただいております、これに沿って対応していきたいと思えますが、この時期は、令和7年の国勢調査でありますとか、令和6年の全国家計構造調査の匿名データの作成がありますので、できるだけ効率化をしながら最大限努力をしてみたいと思えます。ありがとうございます。

○津谷委員長 ありがとうございます。

それでは、そのほか御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、取りまとめたいと思えます。

匿名データの作成対象である令和8年社会生活基本調査については、前回調査から変更はあるものの、匿名化处理基準が調査事項に対応していることは既に検証済みであるとのことです。また、調査結果の公表後、匿名データ作成提供に関するガイドラインを踏まえて、統計研究研修所の支援を受けつつ、実際の調査票情報を用いて匿名化处理の検証を行った上で作成を行うということです。今後、利用者のニーズに応えた、よりよい匿名データが更に早期に提供されることを期待したいと思えます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。令和8年社会生活基本調査の匿名データの作成についての本委員会の答申は、資料4-3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

では、本日の最後の議事に移りたいと思えます。「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」、総務省政策統括官室統計審査官室から御説明をお願いいたします。

○谷中総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官(分類担当) 審査官室の谷中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、私から本件の概要につきまして御説明し、その後、厚生労働省から詳細の内容につきまして補足説明をしていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

資料5-1という資料、縦長の資料を御覧ください。「諮問の概要」とタイトルを書いています。

疾病、傷害及び死因の統計分類の変更につきましては、実は本年の8月に一度諮問させていただきまして、9月に答申をいただいたところですが、後ほど御説明する理由によりまして、本日は再度御審議をいただく必要が生じました。このため、まずその本題に入る前に、改めまして本分類の位置づけをまず御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番の(1)から(3)までをまとめて御説明させていただきます。疾病、傷害及び死因の統計分類は、公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する際に適用される統計法に基づく統計基準です。そして、WHOが勧告しますICD、疾病及び関連保健問題の国際統計分類、これに準拠して作成されております。そして、現在の疾病分類は、ICD-10(2013年版)に準拠して作成されておりました、その当ても統計委員会の答申を経まして、2015年に告示をされたものが現在、現行の分類となっております。

その下、(4)ですが、この疾病分類は、医学に関する高度に専門的な内容を含んでおりますので、従前より、厚生労働省の社会保障審議会において専門家による審議を経て改定案が答申された後に総務省から統計委員会に諮問するという手順を踏んでおりました、今回も同様の手続を経ているものです。

続いて、2番の今回諮問の理由を御覧ください。先ほど少し申し上げましたが、本件は、一度、今年8月26日に統計委員会に諮問させていただいて、統計基準部会で御審議いただいた後、9月29日の統計委員会において、「諮問のとおり変更して差し支えない」との答申をいただいたところですが、しかしながら、その後、厚生労働省から私ども総務省に対して、基本分類表の一部項目について改正が必要であるという通知がありました。その通知の内容につきましては、この後、厚生労働省から御説明いただきますが、その説明、通知の内容を総務省として検討いたしまして、今回の変更案に反映させることが必要ではないかと判断いたしましたので、本日改めて諮問させていただくことにしたものです。

なお、本分類の告示につきましては、もともと来年1月に告示する、官報に載せるスケジュールで準備を進めておりましたが、本日御議論いただきまして、もし仮に御承認いただけたら、今回の変更内容も反映させた上で告示したいと考えているところです。

本来であれば8月に諮問させていただいた時点で今回の内容を反映させておくべきであったところ、委員の皆様にご迷惑をおかけすることになりまして、大変申し訳ないと思っております。総務省、厚生労働省が一層連携いたしまして、再発防止に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、厚生労働省から御説明させていただきたいと思っております。

**○清水厚生労働省政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)付参事官(企画調整担当)付保健統計室(兼国際分類情報管理室)室長** 厚生労働省、ICD室長の清水と申します。よろしく申し上げます。先ほど紹介がありまして、本日の審議に当たって、資料につきましては、再度私からも、8月、9月の際にも説明しましたが、資料5-2の追加の部分を説明させていただこうと思っております。

2ページありますが、まず1ページ目を説明させていただきます。こちらは9月に答申いただきました統計分類における基本分類表について一部修正をいただきたいと思いますと考えておりました、具体的な分類名を示したのが資料5-2の1枚目となります。修正をお願いし

たい分類名は、右側に記載しておりますサル痘になります。修正後の分類名として希望しておりますのが、左側にあるエムボックスとなります。

次のページに、修正の背景及び理由等の御説明を記載させていただいております。

一枚おめくりください。概要につきましては先ほど説明しましたので、割愛させていただきます。

背景についてです。サル痘という疾病は、WHOにおいて英語で「m o n k e y p o x」と表記されておりました。しかし、人種差別やスティグマのような表現が見られたことから、ICDのホームページではないですが、WHOの当該疾病に関するホームページにおいても、「m o n k e y p o x」から「m p o x」という表現を一部、猶予期間を置きながら変更しております。これを踏まえて国内においても、関連法令として疾病、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令とありますが、こちらにおいても、疾病名を「サル痘」から「エムボックス」と変更しております。

これらの変更はWHOでの呼称であったり、関連法令におけるものです。ただし、統計分類においても、これは疾病名ではなくて分類名と言いますが、省内の政策部局から、サル痘という分類名を継続して用いることについては懸念があり、早急に変更したいと考えているということで、それらの理由等はこちらに示しているとおります。

エムボックスについては、男性間の性的接触を介しての感染が多く報告されており、サルは感染経路に既に存在しておらず、サル痘の名称を継続利用することは、人種差別やスティグマにつながりかねないため、また、統計基準として、基幹統計の表章に使用される場合、あらゆる基礎資料として利用される可能性があることから、記載の正確性を確保する必要があるためと書いております。

本件につきましては、従前同様に、厚生労働省における社会保障審議会のICD部会でも審議していただき、こちらの資料のとおり、分類名を改正することが適当との結論をいただいておりますことを併せて申し上げます。

最後になりますが、本来であれば、先ほど総務省からの説明にもありましたが、今回は委員の皆様にご審議いただくお手間をおかけすることになり、大変申し訳ありませんでした。今後、告示に向けて、総務省、厚生労働省、一層連携して再発防止に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○津谷委員長** ありがとうございます。今回の基本分類表の変更は、本年8月の第220回統計委員会において諮問、答申された疾病分類の全体構成や考え方を変更するものではなく、分類名の表記の修正にとどまるものです。このため、この案件については、部会に付託せず、本委員会で直接御審議いただき、結論を得たいと考えておりますが、そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○津谷委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど、総務省統計審査官室と厚生労働省から基本分類表の変更について御説明がございましたが、今後、告示に向けて、総務省と厚生労働省の両省において、更なる確認と精査

を行い、正確性の確保について万全を期する必要があると思います。一方で、基本分類表の分類項目数は1万7,106項目と膨大であることから、今後の確認と精査作業の結果、誤植などの軽微な修正が必要となる可能性も否定できないと思います。

以上を踏まえて、私と事務局で相談し、資料5-4のとおり、疾病、傷害及び死因の統計分類の変更についての答申案に、今後の課題として改めて整理しております。

これについて、事務局より御説明をお願いいたします。

**○赤谷総務省統計委員会担当室次長** 事務局です。答申案、資料5-4を御覧いただければと思います。

まず変更の適否につきましては、諮問のとおり、変更して差し支えないとしておりまして、理由等については、国際分類に準拠して行われるものであるから適当であるとしております。今、委員長から発言がありました内容を今後の課題というところで反映しております。まず1つ目のパラグラフのところですが、今後、告示に向けて、総務省と厚生労働省で確認作業を進めるとともに、再発防止に努めることが重要であるということが1点。次のパラグラフで、この統計分類、非常に膨大なものであることにも鑑み、今後、更に軽微な修正が必要となった場合において、内容を実質的に変更するものではないと統計基準部会長が判断した場合は、諮問審議を要さないということをつけているものです。

以上です。

**○津谷委員長** ありがとうございます。

これについて、御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。疾病、傷害及び死因の統計分類の変更についての本委員会の答申は、資料5-4の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○津谷委員長** ありがとうございます。それでは、資料5-4のとおりとしたいと思えます。ありがとうございます。

本日用意しました議題は以上です。本日の議事録は、委員各位に御確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開するという形に変えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

**○谷本総務省統計委員会担当室長** 本日の御審議、誠にありがとうございました。

次回の委員会については調整中ですので、日時・場所につきましては、別途御連絡をいたします。

事務局から以上です。

**○津谷委員長** 以上をもちまして、第224回統計委員会を終了いたします。

活発な御議論、ありがとうございました。